

平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

準備書面（4）

追加証拠を伴う主張補強

控訴人（一審原告） 戸崎 貴裕

被控訴人（一審被告） （被控訴人 A 氏名）他 2 名

東京高等裁判所民事 1 9 部 御中

平成 19 年 3 月 26 日

控 訴 人 戸崎 貴裕 ⑩

第 1 本準備書面について

- 1 控訴人の訴えの法的構成は控訴審準備書面(1)で示した控訴理由の通りであるが、本準備書面では追加証拠を挙げながら原審よりこれまでに述べた主張を補強し、控訴理由の援用とする。

第 2 追加証拠を伴う主張補強

- 1 甲 27 及び 28 号証では、甲 24 号証で示したように、当時執拗に行われていた控訴人所有の車両に対する侵入痕跡を残す行為に伴い発生していた原因不明のバッテリー上がり等について、JAF（日本自動車連盟。）ロードサービス記録伝票で現存するもの 23 枚（甲 27, 1 頁～13 頁。）、バッテリー交換伝票 2 回分 2 枚（甲 27, 14 頁～15 頁。）、及び控訴人の所有していた車両の正規ディーラー複数担当者との会話反訳（甲 28。）を示す。
- 2 執拗な車両侵入痕跡に伴うバッテリー上がりについては、甲 28 号証

に示す会話より、同車両の正規ディーラーであり同車種を販売、整備するエルシーアイ株式会社（大田区石川町。以下、「LCI」とする。）の担当者が、漏電や故障など考えられる原因が無いことを2度確認していること、また、控訴人の相談に応じ、他の同車種ユーザーより同様の報告は無いと話していることがわかる。

3 同車種を専門的に扱う LCI の担当者が、他に同様の報告は無く、2度にわたる検査の結果、控訴人の所有していた車両に原因も故障も無いと確認している事実、車両侵入痕跡が執拗に残されていた事実、ヒューズの位置が替えられるなどのバッテリーにかかわる人為的な痕跡が残されていた事実（甲 24。）、車両に侵入すれば夜間にライトを点灯させるなどしてバッテリーを上げることが可能である事実（LCI 担当者もこの方法を指摘している。甲 28, 4 頁 18 行から。）から、現存するだけで 23 枚の JAF 伝票（訴外生活妨害行為等が行われ始めた当初はバッテリー上がりを入為的とは考えず破棄した伝票も過去にあった。）が示すこれほどの頻繁なバッテリー上がりが他の生活妨害行為等と同時に、かつ、いっさいの原因及び故障無く発生することは、社会通念上偶然とは考えられず、人為的かつ反社会的ないたずらであると考えられることは社会通念上も経験則上も合理的な思考であり、他の生活妨害行為等と同様に、控訴人を反社会的な形で致し、即日閉鎖病棟に軟禁し投薬することで解決する問題ではないことは明白である。

4 尚、車両に微妙な侵入痕跡を執拗に残し続ける行為、及び侵入してバッテリーを上げるという行為は、後に述べる生活妨害行為等と同一または同様の数々の手口を解説した書籍にも、行為の客体を混乱させ異常者に仕立て上げる手口として記載されている（甲 33, 第 2, 7 の (6)）。

5 甲 29 号証に示すのは、控訴人の住居内の水洗トイレ用タンクへ水を導く水道管の水流調節弁の写真である。控訴審準備書面 (3) の 21 で述

べたように、数々の住居侵入の痕跡のひとつとして、数時間の外出中にこの調節弁が閉められていたことがある。同写真に示すとおり、同弁は大型のマイナスドライバー等で調節するもので、写真だけでは示せないが大型のマイナスドライバー等で力を加えない限り調節できないものであり、24号証で示し控訴審準備書面(3)の19から22で述べた他の住居侵入の痕跡（全て外出中に、連日ブレーカーの一部が落とされる、未開封の牛乳パックが4本全て空けられている、かばんが踏み潰されたように変形している等。）とあわせ、また、これも甲24号証で示し控訴審準備書面(3)の22で述べたように外出前に部屋の状態を撮影しても帰宅後に状態が変わっているのであるから、これらの変化が住居侵入を示す痕跡として人為的に行われたと考えることは社会通念上も経験則上も合理的な思考であり、他の生活妨害行為等と同様に、控訴人を反社会的な形でら致し、即日閉鎖病棟に軟禁し投薬することで解決する問題ではないことは明白である。

6 甲30及び31に示すのは、原審準備書面(2)で述べた訴外女性Aの言動に関する証拠であり、甲30は控訴人と訴外女性Aとの会話記録の反訳、甲31は控訴人と訴外女性Aとのインターネット通信による文字会話のコンピュータプログラムによる自動記録である。

7 甲30及び31から、訴外女性Aが控訴人にいっさいの確認を行わせないにもかかわらず、精神病、再生不良性貧血、肝血腫等の病気を自称し（甲30、2頁13行から22行、同4頁4行から10行など。）、「わたしは死ぬのかな」（甲31、2頁11行。）、「今死ぬのも幸せかなーって思うのさ」（甲31、4頁24行。）などと言い出したり、話しかけてきたかと思えば控訴人に対し、「むなしい?」、「人間ってたまに生きててむなしいなーって思うことあるじゃん」（甲31、9頁2行から。）などと言い出したり、「人間って怖いわねー」、「愛が裏切られると憎悪に変

わる」、「悪魔のスイッチを入れたわね、あなたは」（甲 31, 12 頁 3 行～13 行。）、「今までの私じゃないわよ」、「皆が不幸になればいいと思ってるもの」、「そう思える人間に変わったのよ」、「何の迷いもないわ」、「もう幸せなんてみたくない」、「本当は悪女のうそつきさ」、（甲 31, 12 頁 20 行～13 頁 12 行。）などと意味不明な話をし、「女が怒るって怖い?」、「私が怖い?」などと執拗に控訴人に対し問いかけるなどし（甲 31, 13 頁 25 行から。）、「社会的に抹殺することもできるのよ。」などと控訴人に話し（甲 30, 3 頁 3 行から確認できる。）、また、本件拉致直前にタイに出国すると話していた事実（甲 30, 2 頁 5 行から 22 行。）についても明らかである。

- 8 上記証拠から、原審準備書面(2)で述べた訴外女性 A の言動には直接または間接の証拠があることとなる。このような訴外女性 A の言動だけからは、同人が自称であるにしても精神病であると話していたのであるから、EAP 社の報告書にあるように訴外女性 A を単に「人格障害か?」（乙 A1, 20 頁 10 行）とすることも非合理ではない。しかし、本件にて考慮すべき点は、そのような訴外女性 A の自称ではあるが精神及び身体を病んでいるという話が無ければ社会通念上脅迫と取れる言動とともに訴外生活妨害行為等（甲 24 等。）が一斉に始まったという事実に加え、原審準備書面(2)で述べたとおり、訴外女性 A の存在をいっさい知らないはずの被控訴人 A が、訴外生活妨害行為等開始前に、「女の影があるな。（指で空中に字を書く仕草をしながら）『凶』っていう字が頭に浮かんだから、その女はやめとけ。」等と控訴人に対して話し、また、原審準備書面(8)にて述べたとおり、これも被控訴人 A が、事情をいっさい知らない時点で、「女か?女か?」と控訴人に対して問うなど、訴外女性 A の存在や同人の言動を知っていなければできないような言動をした事実である。何故このような言動を行ったのか、被

控訴人 A が釈明できないのであれば、当時、被控訴人 A が、訴外女性 A の言動及び同言動に伴い一斉に開始されることになる訴外生活妨害行為等を知っていたのではないかと疑われても仕方が無い。

9 さらに、既に明らかな事実であるが、その後被控訴人 A は、控訴人に対し多くの嘘をつき騙しつつ、（株式会社 A）、EAP 社及び（医師 T）と連絡を取り（甲 9 等。）、EAP 社、（医師 T）及び被控訴人病院に対し立証された虚偽を含む報告を行い、虚偽報告とともに即日の強制入院を手配し（乙 A2, 9 及び 10 頁。）、虚偽報告内容を控訴人にいっさい知らせず、十分可能であった事情や事実確認を行わないまま、被控訴人 B とともにチェーンキーを破壊して不法住居侵入を行い、急遽一方的かつ有形力を伴う拉致を指示及び幫助（甲 4, 5, 8, 11 及び 13。）し、控訴人が精神科の疾病に罹患していない旨の診断書（甲 2。）が交付された後も控訴人に対し真実を明らかにしようとせずはぐらかすような対応をとりつづけ（甲 9。）、本訴え提起後も裁判所に現れることも控訴人に連絡することもしないといった行動を取っているのであるから、同人の行為が控訴人の人格権をいっさい無視した反社会的な行為であることは明らかであり、被控訴人 A 及び B の主張する「息子を思う親として」それら行為を行ったなどという動機の信憑性は無い。

10 甲 32 号証では、原審準備書面 (2) の 1 の (2) で述べた書籍が存在する事実を立証するため、同書籍よりの抜粋を示す。同書では、細部に至り、甲 24 等で示しこれまでに述べた訴外生活妨害行為等と同一または同様の行為、例えば、住居侵入や車両侵入を行い、窃盗などはせずに痕跡だけを残し続け、行為の客体となった人物をおかしなことを言っている人物として仕立て上げる手口（甲 32 第 2, 7 の (3)～(5)）、複数人で明らかに行為の客体を馬鹿にしていることを認識させ、悪意を証明させずに行為の客体となった人物の妄想であると仕立て上げる手口

（甲 32 第 2, 8 の (1) ~ (1)）など数々の手口を挙げ、同行為を訴える行為の客体となった人物の精神状態を疑わせる状況を作り出し、異常者に仕立て上げることができるという結果を予期している。訴外生活妨害行為等が同書を手本にしたものかどうか定かではないが、手口と結果が本件と一致する。手口が同一または同様である以上、また、経験則上その他の目的が考えられない以上、訴外生活妨害行為等が同書と同じ結果を期待して行われた行為と考えることができる。

11 甲 33 号証は、当時控訴人が、「集団ストーカー」や「Gang Stalking」という言葉を使用していた理由として、訴外生活妨害行為等と同様の行為を含む事例が国内で「集団ストーカー」、海外で「Gang Stalking」などとして多数報告されていたためであることを示すものである。検索エンジンでは、「集団ストーカー」が約 269, 000 件（Google 検索エンジン。）、「Gang Stalking」が 63, 300 件（Yahoo 検索エンジン。）ヒットしている（甲 33, 1 及び 2 頁。）。なかには、複数人が合図をとりながら連携して相談依頼者の鼻先を横切る嫌がらせ行為を延々と行った様子を現認した行政事務所の「集団ストーカー」報告事例（甲 33, 3 頁。同書面に記されている URL より同事務所名は明らかになること、また同事務所が本訴訟とは無関係であることから、同事務所名はここに表記しない。）もある。このような状況であるから、控訴人が当時「集団ストーカー」や「Gang Stalking」といった言葉を使用し、数多くの報告事例を参考に乙 A3 に示された文章を構成したことは不自然ではなく、報告事例が多数存在するという事実は控訴人の妄想でもない。ただし、控訴人は具体的な証拠を挙げながら訴外生活妨害行為等を示しているのであるから、本訴訟において「集団ストーカー」といった定義の不明確な名称は意味を持たず、また、被控訴人らが、同名称から何らかの主張を導き出せるものでもない。

第3 まとめ等

- 1 甲 24 号証等で示した訴外生活妨害行為等について現在は、毎日のように行われていた住居侵入の痕跡もなく、昼夜を問わず騒音にさらされることも郵便物にいたずらをされることも無く、郵便局に対し第三者により転出届けが出され郵便物が届かなくなることも、郵便配達員が後ろから自転車で控訴人に体当たりし一目散に逃げることも、障害者風の人物が頻繁に控訴人の目の前に現れることも無く、携帯電話を控訴人の目の前で振り下ろしたり見せつけたりする人物も、特定の仕草を控訴人の目の前で執拗に行う人々もおらず、タクシー等が頻繁に進路妨害するようなことも無く、マンションの壁等を昼夜問わず叩く音もせず、マンションの蛍光灯が何度も切れることもなく、マンションの階段が水浸しであったりワックスの浮いた状態であったりすることもなく、マンション前で奇声を発する人物もおらず、同様の行為を記録することはできない。よって、甲 24 号証等で示した訴外生活妨害行為等は、仮に多少の偶然が存在するとしても、その大部分は一定期間執拗に行われた第三者の故意による行為であることが明らかである。
- 2 控訴審においてこれまでに示した証拠から、訴外生活妨害行為等は、控訴人の脳機能により妄想として生み出されたものでなく客観的な記録として残る行為であり、すなわち、控訴人が有りもしない騒音や見えない第三者の行為を訴えていたものでもなく、ありもしない脅迫言動を訴えていたものでもなく、存在しない同様の事例が存在すると話したわけでもなく、事実として存在していた外的環境であったことは明らかであり、被控訴人 A らによる、控訴人が「見えない集団に狙われている」などと話したとする報告が全くの虚偽であること、また、被控訴人病院の全ての診断が問診不尽等の故意または過失による誤診であり控訴人の名誉を毀損することは明白である。

- 3 ここで、裁判所には今一度、甲 9 号証の 2 に示した控訴人と（医師 T）及び被控訴人 A との全会話、並びに乙 A1 及び 2 に示された診療録及び報告書において、甲 24 その他の証拠により示した訴外生活妨害行為等につき、当時十分可能であった具体的な確認がなされておらず、また記録されていないことを確認いただきたい。それら記録は、被控訴人らが、本件ら致及び本件強制入院決定に及ぶにあたり、控訴人に対して事情や事実の確認をいっさい行わず、本件強制入院中には控訴人の話をいっさい無視し、控訴人に対しいっさい明らかにしなかった虚偽報告を基にもっともらしい診療経過を作成した証であり、控訴理由で詳しく指摘したとおりの、問診不尽による誤診、及び、各種規範上当然期待され、かつ、当時十分尽くすことが可能であった義務を尽くしていない被控訴人らの反社会的行為を証す記録である。
- 4 尚、本件ら致前、控訴人は（株式会社 A）の間では訴外生活妨害行為等があるため一時自己都合休職するとの合意を得ており（平成 17 年 3 月 16 日。人事部（人事 U 氏）及び（人事 S 氏）。）、また、訴外生活妨害行為等については警察署（平成 17 年 2 月 9 日、3 月 7 日及び 10 日。）及び警視庁（平成 18 年 3 月 18 日及び 22 日。）に出向き、警察で対応できる部分とできない部分の切り分けなどの相談を行っている途中であった。これら事実は確認すればわかることであり音声記録等も存在するので、判決に影響する可能性があれば、裁判所においては釈明いただきたい。被控訴人らはそのような事実さえいっさい考慮せず、被控訴人 A の虚偽報告によって急遽本件ら致及び本件強制入院に及んだのであり、ここにも被控訴人らの故意または過失が認められる。
- 5 以上をもって、控訴審準備書面(1)で示した控訴理由の援用とする。

以 上